昭和町立小中学校及び昭和町における 「いじめ防止基本方針」を策定しました

昭和町立小中学校及び昭和町教育委員会では、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定し、各校や町全体における取組を進めています。

この基本方針は、いじめの防止や対応に関する基本的な考え方、取組、組織などについて明記し、 学校・家庭・地域が一体となって、いじめのない社会を作っていくことをめざしています。

ポイント 町立小中学校及び町の「いじめ防止基本方針」では・・・

○いじめの防止等の**基本的な考え方**(いじめの定義、基本理念など)を明記しています。 ○いじめの防止、早期対応、重大事態への対処等について、各校及び町全体が、どのような 組織によって、どのような**取組**を行うのかを明記しています。

「いじめ防止基本方針」に記された内容から・・・

町立小中学校では

町では

防止や把握にむけて

- ○**校内における専門の組織**(生徒指導委員会など)が、いじめの防止等に関する 指導方針や具体的な方法などについて検討し、組織的に取り組みます。
- ○日々の教育活動における見取りや、定期的なアンケート調査などをとおして、いじめの実態把握に努めます。
- ○「昭和町いじめ対策連絡協議会」(※1) が、いじめの防止等に関係する機関の連 携や対策、協議を推進します。
 - ※1 町立小中学校、教育委員会、PTA連合会、 主任児童委員、児童相談所、法務局、警察 などによって構成。

重大事態発生に関して

- ○重大事態が発生した場合は、教育委員会に報告すると共に、「昭和町教育委員会いじめ問題専門委員会」が行う調査に協力します。
 - ※「重大事態」とは・・・

いじめを受けたことによって、生命、体や心、 財産に重大な被害が生じたり、長期間学校を欠 席したりする場合(または、その疑いがある場 合)のことをさします。

Stop! (1108)

- ○「昭和町教育委員会いじめ問題専門委員会」(※2)が、教育委員会の附属機関として、重大事態に関する調査などを実施します。
 - ※2 専門的な知識及び経験を持つ第三者によって構成。
- 〇上記の委員会(※2)から結果の報告を受けた町長が必要と認めた場合は、「昭和町いじめ問題特別調査委員会」(※3)が、再調査を行います。
 - ※3 専門委員会とは別の、専門的な知識及び経験を持つ第三者によって構成。
- *本町及び町内各校の「いじめ防止基本方針」の全文は、各ホームページで公開しています。 昭和町ホームページ (http://www.town.showa.yamanashi.jp/) の「生活便利帳/子ども・教育」からおはいりください。
- *お問い合わせ/昭和町教育委員会学校教育課 電話 055-275-8631 FAX 055-275-3743